	前月までの期間の変更後の契約種別の放送受信料に加え、令和５年４月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。
9　料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合における第12条第３項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第３項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「受信機の設置の月」とする。	9　料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合における第12条第３項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第３項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「受信機の設置の月から」とする。
（アナログ放送の終了に関する措置） 10　第９条の規定にかかわらず、受信契約者がＮＨＫのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、ＮＨＫのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第１条第２項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から１年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。 ⑴　受信契約者の氏名および住所 ⑵　設置がないこととなった受信機の数 ⑶　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 ⑷　ＮＨＫのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情 11　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。 12　ＮＨＫは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、受信契約が終了しないものとすることができる。 13　付則第11項の規定により受信契約が終了した受信契約者における第５条第１項の適用については、同項中「第９条第２項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第11項の規定により受信契約が終了した受信契約者における付則第３項の適用については、同項中「当該月に第９条第２項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により受信契約が終了した場合における受信料の精算については、第11条第１項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。 14　第３条第２項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から１年以内に、次の事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。 ⑴　受信契約者の氏名および住所 ⑵　変更にかかる受信機の数 ⑶　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 ⑷　受信できる放送の種類に変更が生じた事由 15　付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。	（アナログ放送の終了に関する措置） 10　第９条の規定にかかわらず、放送受信契約者がＮＨＫのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、ＮＨＫのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第１条第２項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から１年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。 ⑴　放送受信契約者の氏名および住所 ⑵　設置がないこととなった受信機の数 ⑶　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 ⑷　ＮＨＫのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情 11　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。 12　ＮＨＫは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとすることができる。 13　付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第５条第１項の適用については、同項中「第９条第２項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第３項の適用については、同項中「当該月に第９条第２項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第１項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。 14　第３条第２項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から１年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。 ⑴　放送受信契約者の氏名および住所 ⑵　変更にかかる受信機の数 ⑶　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 ⑷　受信できる放送の種類に変更が生じた事由 15　付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。
（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置） 16　第12条の２の規定にかかわらず、令和２年４月から令和５年９月までの間の受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める３期分以上の延滞に通算しない。	（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置） 16　第12条の２の規定にかかわらず、令和２年４月から令和５年９月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める３期分以上の延滞に通算しない。